

「ひとり親世帯臨時特別給付金」のお知らせ(国制度)

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に大きな負担が生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金の支給をおこなうものです。支給には「基本給付」と「追加給付」があります。

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人

◆基本給付

支給額 = 1世帯あたり5万円、
第2子以降1人につき3万円
支給時期 = 8月下旬(予定)
支給方法 = 児童扶養手当振込口座に振込
手続き = 申請は不要です

「支給についてのお知らせ」は、児童扶養手当現況届のお知らせに同封しています。

◆追加給付

支給額 = 1世帯あたり5万円
支給時期 = 申請後、審査ののち順次振込
(9月以降を予定)
支給方法 = 児童扶養手当振込口座に振込
手続き = 申請が必要です

申請書を児童扶養手当現況届のお知らせに同封していますので、該当の人は、現況届時にあわせてご提出ください。

【受給の辞退について】

受給を辞退される人のみ8月7日(金)(必着)までに、「受給拒否の届出書」の提出が必要です。届出書の用紙が必要な方は、市こども福祉課にご連絡いただくか、市ホームページよりダウンロードができます。

公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない人

現在、公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当が全部停止となっている人につきましては、申請の案内を児童扶養手当現況届のお知らせに同封して送付します。その人以外で該当と思われる人につきましては、こども福祉課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。(申請書はホームページよりダウンロードができます。)

◆基本給付

支給額 = 1世帯あたり5万円、
第2子以降1人につき3万円
支給時期 = 申請後、審査ののち順次振込
(9月以降を予定)
支給方法 = 申請時指定された口座に振込
手続き = 申請が必要です

◆追加給付

支給額 = 1世帯あたり5万円
支給時期 = 申請後、審査ののち順次振込
(9月以降を予定)
支給方法 = 申請時指定された口座に振込
手続き = 申請が必要です

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が減少した人

現在、所得等により児童扶養手当が全部停止となっている方につきましては、申請の案内を児童扶養手当現況届のお知らせに同封して送付します。その人以外で該当と思われる人につきましては、こども福祉課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。(申請書はホームページよりダウンロードができます。)

※追加給付はありません。

◆基本給付

ひとり親世帯の人で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当を受けられる水準まで収入が下がった人が対象になります。
支給額 = 1世帯あたり5万円、第2子以降1人につき3万円
支給時期 = 申請後、審査ののち順次振込(9月以降を予定)
支給方法 = 申請時指定された口座に振込
手続き = 申請が必要です

問合せ = こども福祉課(内線522)